

# 社会福祉法人伊那福祉会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人伊那福祉会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を長野県飯田市上郷黒田236番地1に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、報酬は支給しない。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 長野県飯田市上郷黒田236番地1所在の鉄骨造鋼板葺2階建高松保育園園舎 一棟  
(924.71平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、飯田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、飯田市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由に

より解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、飯田市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を飯田市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人伊那福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中平	淳司
理事	萱間	洋子
〃	清水	信次
〃	松原	重和
〃	児島	栄次
〃	牧野	英昭
〃	井原	清
〃	下沢	敏夫
監事	北原	春雄
〃	宮下	茂美

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

理事長	多田	井原	出納職員

法人名	社会福祉法人 伊那福祉会
施設名	
拠点区分	伊那福祉会

## 資金収支計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

勘定科目		補正予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	75,713,000	75,712,371	629	
	保育所運営費収入	69,344,000	69,343,640	360	
	飯田市運営費収入	69,344,000	69,343,640	360	
	私的契約利用料収入	2,236,000	2,235,610	390	
	一時預かり	5,000	4,800	200	
	長時間保育料収入	948,000	947,680	320	
	パン、絵本代収入	1,283,000	1,283,130	△130	
	その他の事業収入	4,133,000	4,133,121	△121	
	補助金事業収入	4,078,000	4,078,221	△221	
	その他の事業収入	55,000	54,900	100	
	経常経費寄附金収入	312,000	312,000		
	受取利息配当金収入	8,000	8,029	△29	
	その他の収入	964,000	964,440	△440	
	雑収入	964,000	964,440	△440	
	事業活動収入計(1)	76,997,000	76,996,840	160	
	支出				
	人件費支出	53,009,000	53,009,022	△22	
	職員給料支出	29,026,000	29,026,400	△400	
職員諸手当	16,996,000	16,995,718	282		
退職共済掛金	1,336,000	1,335,528	472		
法定福利費支出	5,651,000	5,651,376	△376		
事業費支出	11,865,000	11,864,480	520		
給食費支出	6,365,000	6,364,823	177		
診療・療養等材料費支出	150,000	150,140	△140		
保健衛生費支出	727,000	727,291	△291		
教養娯楽費支出	350,000	349,535	465		
保育材料費支出	1,395,000	1,395,249	△249		
水道光熱費支出	1,728,000	1,727,882	118		
消耗器具備品費支出	772,000	771,621	379		
地域活動事業費	161,000	160,747	253		
児童用採暖費	217,000	217,192	△192		
事務費支出	4,569,000	4,569,883	△883		
福利厚生費支出	114,000	113,698	302		
旅費交通費支出	53,000	52,620	380		
研修研究費支出	221,000	221,478	△478		
事務消耗品費支出	2,000	1,874	126		
印刷製本費支出	127,000	126,893	107		
水道光熱費支出	192,000	191,974	26		
修繕費支出	810,000	810,496	△496		
通信運搬費支出	284,000	283,758	242		
会議費支出	131,000	130,898	102		
業務委託費支出	453,000	452,974	26		
保険料支出	388,000	388,350	△350		
保守料支出	525,000	524,880	120		
渉外費支出	74,000	74,160	△160		
諸会費支出	175,000	175,434	△434		
雑支出	1,020,000	1,020,396	△396		
支払利息支出	80,000	80,122	△122		
事業活動支出計(2)	69,523,000	69,523,507	△507		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,474,000	7,473,333	667		
施設収入					
施設整備等収入計(4)					



# 資金収支計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

	勘定科目	補正予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
整備等による収支	支 設備資金借入金元金償還支出	2,735,000	2,735,354	△354	
	出 固定資産取得支出	4,101,000	4,100,727	273	
	器具及び備品取得支出	4,101,000	4,100,727	273	
		施設整備等支出計(5)	6,836,000	6,836,081	△81
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△6,836,000	△6,836,081	81	
その他の活動による収支	収				
		その他の活動収入計(7)			
	支				
		その他の活動支出計(8)			
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)			
	予備費支出(10)				
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	638,000	637,252	748	
	前期末支払資金残高(12)	28,645,428	28,645,428		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	29,283,428	29,282,680	748	

第二号第四様式

理事長	多田	井原	出納職員

法人名	社会福祉法人 伊那福祉会
施設名	
拠点区分	伊那福祉会

## 事業活動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	前年比率	備考
サービス活動増減の部	収益					
	保育事業収益	75,712,371	79,588,826	△3,876,455	95.13%	
	保育所運営費収益	69,343,640	72,721,540	△3,377,900	95.36%	
	飯田市運営費収入	69,343,640	72,446,560	△3,102,920	95.72%	
	他市町村運営費収入		274,980	△274,980	0.00%	
	私的契約利用料収益	2,235,610	2,339,790	△104,180	95.55%	
	一時預かり	4,800	1,800	3,000	266.67%	
	長時間保育料	947,680	1,001,500	△53,820	94.63%	
	パン、絵本代収入	1,283,130	1,336,490	△53,360	96.01%	
	その他の事業収益	4,133,121	4,527,496	△394,375	91.29%	
	補助金事業収益	4,078,221	4,404,200	△325,979	92.60%	
	その他の事業収益	54,900	123,296	△68,396	44.53%	
	経常経費寄附金収益	312,000	319,000	△7,000	97.81%	
サービス活動収益計(1)	76,024,371	79,907,826	△3,883,455	95.14%		
費用	人件費	53,009,022	60,320,576	△7,311,554	87.88%	
	職員給料	29,026,400	33,779,550	△4,753,150	85.93%	
	職員諸手当	16,995,718	17,902,329	△906,611	94.94%	
	退職共済掛金	1,335,528	1,497,327	△161,799	89.19%	
	法定福利費	5,651,376	7,141,370	△1,489,994	79.14%	
	事業費	11,864,480	12,087,183	△222,703	98.16%	
	給食費	6,364,823	6,801,320	△436,497	93.58%	
	診療・療養等材料費	150,140	144,000	6,140	104.26%	
	保健衛生費	727,291	635,511	91,780	114.44%	
	教養娯楽費	349,535	332,500	17,035	105.12%	
	保育材料費	1,395,249	1,778,613	△383,364	78.45%	
	水道光熱費	1,727,882	1,818,060	△90,178	95.04%	
	消耗器具備品費	771,621	246,203	525,418	313.41%	
	その他の事業費		20,000	△20,000	0.00%	
	地域活動事業費	160,747	143,794	16,953	111.79%	
	児童用採暖費	217,192	167,182	50,010	129.91%	
	事務費	4,569,883	3,834,282	735,601	119.18%	
	福利厚生費	113,698	409,475	△295,777	27.77%	
	職員被服費		6,360	△6,360	0.00%	
	旅費交通費	52,620	33,050	19,570	159.21%	
	研修研究費	221,478	215,549	5,929	102.75%	
	事務消耗品費	1,874	34,198	△32,324	5.48%	
	印刷製本費	126,893	185,913	△59,020	68.25%	
	水道光熱費	191,974	175,976	15,998	109.09%	
	修繕費	810,496	233,042	577,454	347.79%	
	通信運搬費	283,758	283,290	468	100.17%	
	会議費	130,898	129,980	918	100.71%	
	広報費		59,400	△59,400	0.00%	
	業務委託費	452,974	327,223	125,751	138.43%	
	手数料		32,800	△32,800	0.00%	
	保険料	388,350	283,584	104,766	136.94%	
	保守料	524,880	117,720	407,160	445.87%	
	渉外費	74,160	22,500	51,660	329.60%	
	諸会費	175,434	106,022	69,412	165.47%	
	雑費	1,020,396	1,173,200	△152,804	86.98%	
	その他の事務費		5,000	△5,000	0.00%	
	減価償却費	5,423,980	5,514,146	△90,166	98.36%	
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△3,334,997	△3,334,997		100.00%	
	サービス活動費用計(2)	71,532,368	78,421,190	△6,888,822	91.22%	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	4,492,003	1,486,636	3,005,367	302.16%	

# 事業活動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:円)

	勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	前年比率	備考
サービス活動外増減の部	収益					
	受取利息配当金収益	8,029	5,840	2,189	137.48%	
	その他のサービス活動外収益	964,440	1,091,100	△126,660	88.39%	
	雑収益	964,440	1,091,100	△126,660	88.39%	
	サービス活動外収益計(4)	972,469	1,096,940	△124,471	88.65%	
費用	支払利息	80,122	125,982	△45,860	63.60%	
	サービス活動外費用計(5)	80,122	125,982	△45,860	63.60%	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	892,347	970,958	△78,611	91.90%	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	5,384,350	2,457,594	2,926,756	219.09%	
特別増減の部	収益					
	特別収益計(8)					
	費用					
	固定資産売却損・処分損	1		1		
	器具及び備品売却損・処分損	1		1		
	その他の特別損失		5,246,182	△5,246,182	0.00%	
	新会計基準移行に伴う過年度調整額		5,246,182	△5,246,182	0.00%	
特別費用計(9)	1	5,246,182	△5,246,181	0.00%		
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△1	△5,246,182	5,246,181	0.00%	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	5,384,349	△2,788,588	8,172,937	△193.09%	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	33,257,665	36,046,253	△2,788,588	92.26%	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	38,642,014	33,257,665	5,384,349	116.19%	
活動増減差額の部	基本金取崩額(14)					
	その他の積立金取崩額(15)					
	その他の積立金取崩額					
	人件費積立金取崩額					
	修繕積立金取崩額					
	備品等購入積立金取崩額					
	保育所施設・設備整備積立金取崩額					
	その他の積立金積立額(16)					
	その他の積立金積立額					
	人件費積立金積立額					
	修繕積立金積立額					
備品等購入積立金積立額						
保育所施設・設備整備積立金積立額						
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	38,642,014	33,257,665	5,384,349	116.19%	

第三号第四様式

理事長	多田	井原	出納職員

法人名	社会福祉法人 伊那福社会
施設名	
拠点区分	伊那福社会

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部				負債の部			
科目	当年度末	前年度末	増減	科目	当年度末	前年度末	増減
流動資産	35,352,998	30,929,019	4,423,979	流動負債	6,070,318	2,283,591	3,786,727
現金預金	35,219,931	30,724,877	4,495,054	事業未払金	4,928,136	1,576,714	3,351,422
現金	83,705	96,400	△12,695	預り金	1,142,182	706,877	435,305
小口現金	83,705	96,400	△12,695				
預金	35,136,226	30,628,477	4,507,749				
信金普通預金	10,946,723	7,605,647	3,341,076				
信金当座預金	579,501	529,596	49,905				
信金定期預金	3,396,466	3,396,466					
郵便局通常貯金	12,213,536	11,096,768	1,116,768				
郵便局定額貯金	8,000,000	8,000,000					
有価証券	100,000	100,000					
未収金	134,806	73,840	60,966				
その他の流動資産	△101,739	30,302	△132,041				
固定資産	161,799,596	163,998,563	△2,198,967	固定負債	11,353,928	14,973,148	△3,619,220
基本財産	132,439,807	136,641,077	△4,201,270	設備資金借入金	2,651,070	5,386,424	△2,735,354
建物	132,439,807	136,641,077	△4,201,270	退職給付引当金	8,702,858	9,586,724	△883,866
その他の固定資産	29,359,789	27,357,486	2,002,303	負債の部合計	17,424,246	17,256,739	167,507
構築物	3,165,645	3,362,572	△196,927				
器具及び備品	6,298,669	3,223,726	3,074,943	純資産の部			
退職給付引当資産	8,702,858	9,586,724	△883,866	基本金	24,823,743	24,823,743	
保育所繰越積立預金	11,192,617	11,184,464	8,153	第一号基本金	24,823,743	24,823,743	
				国庫補助金等特別積立金	105,069,974	108,404,971	△3,334,997
				その他の積立金	11,192,617	11,184,464	8,153
				人件費積立金	10,992,617	10,984,464	8,153
				修繕積立金	200,000	200,000	
				次期繰越活動増減差額	38,642,014	33,257,665	5,384,349
				(うち当期活動増減差額)	5,384,349	△2,788,588	8,172,937
				純資産の部合計	179,728,348	177,670,843	2,057,505
資産の部合計	197,152,594	194,927,582	2,225,012	負債及び純資産の部合計	197,152,594	194,927,582	2,225,012

# 財 産 目 録

社会福祉法人 伊那福祉会

平成29年3月31日現在

資産・負債の内訳	金額(単位:円)	
<b>【資産の部】</b>		
<b>I, 流動資産</b>		
<b>1, 現金預金</b>		35,219,931
(1) 現金		83,705
(2) 預金		35,136,226
・飯田信用金庫上郷支店 普通預金(2通)		10,946,723
・飯田信用金庫上郷支店 当座預金		579,501
・飯田信用金庫上郷支店 定期預金		3,396,466
・郵便局 通常貯金(2通)		12,213,536
・郵便局 定期預金(5通)		8,000,000
<b>2, 有価証券</b>		100,000
(1) 飯田信用金庫 出資会員券		100,000
<b>3, 未収金</b>		134,806
(1) 長時間保育料 25/3月分		134,806
<b>4, その他の流動資産</b>		△ 101,739
流動資産合計		35,352,998
<b>II, 固定資産</b>		
<b>1, 基本財産</b>		
(1) 鉄骨造銅板葺2階建 保育園 園舎 924.71㎡		132,439,807
(註) 保育園敷地1,174㎡、同プール敷地98㎡は、 天理教伊那大教会からの無償借地である。		
基本財産合計		132,439,807
<b>2, その他の固定資産</b>		
(1) 構築物		3,165,645
・園児用プール		566,301
・門柱、門扉		290,000
・屋外便所兼物置		2,309,344
(2) 器具及び備品		6,298,669
(3) 保育所繰越積立預金		11,192,617
・飯田信用金庫上郷支店 普通預金		1,000,000
・飯田信用金庫上郷支店 定期預金		10,192,617
(4) 退職共済預け金(長野県社協)		8,702,858
(5) ソフトウェア		0
その他の固定資産合計		29,359,789
固定資産合計		161,799,596
資産合計		197,152,594

<b>【負債の部】</b>		
<b>I, 流動負債</b>		
<b>1, 未払金</b> (社会保険料、保育用品、食品業者など)	4,928,136	
<b>2, 預り金</b> (源泉所得税、住民税、社会保険料)	1,142,182	
流動負債合計	6,070,318	
<b>II, 固定負債</b>		
<b>1, 長期施設整備借入金</b>	2,651,070	
<b>2, 退職給与引当金</b>	8,702,858	
固定負債合計	11,353,928	
負債合計		17,424,246
差引純資産		179,728,348